

# 認定こども園新制度移行支援特別補助金交付要綱

平成27年10月1日  
27生私振第692号  
生活文化局長決定

## 第1 趣旨

この要綱は、東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号。以下「条例」という。）第4条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき、都内に所在する学校法人立認定こども園（以下「認定こども園」という）の子ども子育て支援新制度（以下「新制度」という。）移行に伴う減収の影響を緩和するため、東京都が交付する認定こども園新制度移行支援特別補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 補助の対象

- 1 補助対象は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項、第3条第2項第1号及び第4項第1号の規定により認定こども園を設置する学校法人（以下、「学校法人」という。）とする。
- 2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
  - (1) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - (2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

## 第3 補助対象経費

補助対象経費は、補助金交付年度（以下「交付年度」という。）に、認定こども園の運営実態を基に、平成26年度私学助成の現行収入（以下「現行収入」という。）を算出し、交付年度の公定価格に基づく収入（以下、「公定価格」という）との差額を経費とする。

## 第4 補助金の額の算定

以下のとおり、別表に定める単価等を基に算出した現行収入と公定価格に基づく収入を比較し、算定した額を予算の範囲内で補助する。

平成26年度以降の新設園及び類型変更園は上記の算定に準じた取扱いをする。

現行収入には、平成26年度補助単価及び保育料と交付年度の園児数から算定される額を用いる。また、新制度への移行により、認定こども園の一部を保育所や小規模保育に変更する認定こども園に関しては、交付年度に認定こども園として残る部分のみで比較する。

## 第5 補助金の交付時期

補助金の交付に当たっては、当該年度の12月31日までに交付するものとする。ただし、特に知事が認める場合はこの限りではない。

## 第6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする学校法人は、交付申請書及びその他必要とする書類(以下「交付申請書等」という。)を知事に提出しなければならない。

## 第7 補助金の交付の決定及び通知

- 1 第6による交付申請書等の提出があった場合において、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、当該学校法人に対し、その結果を通知するものとする。
- 2 1の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができるものとする。
- 3 知事が認めた場合には、補助を受けようとする者が、第2 2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

## 第8 申請の撤回

補助金の交付の決定通知に際して、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

## 第9 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。
- (2) 補助事業は、第3に定める期間内に完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告しその処理について指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者が次の事項の一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
  - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
  - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 知事が東京都職員をして、この補助事業について、帳簿、証拠書類及び物件を調査させた場合又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。
- (5) 知事は、(4)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (6) 補助事業者が(5)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。
- (7) 補助事業者は、第6又は第10の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

らない。

## 第10. 実績報告

補助事業者は、この補助金に係る事業の実績報告書を知事に提出しなければならない。

### 第11 補助金の額の確定

知事は、第10の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

### 第12 是正のための措置

知事は、第11の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

### 第13 決定の取消

- 1 知事は、この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次の事項の一に該当した場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
  - (2) 補助金を他の用途に使用した場合
  - (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合
  - (4) 条例第6条第1項の各号の一に該当する場合
  - (5) 本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (6) 第6又は第10の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合
  - (7) 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。
  - (8) 第9(7)に規定する報告を受けた場合
  - (9) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合
- 2 1の規定は、第11の規定による補助金の額の確定があつた後においても適用することができるものとする。

### 第14 補助金の返還

- 1 知事が、第13の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。
- 2 知事が、第11の規定により補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

### 第15 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第13(1)から(7)までの規定により、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金の受領の日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）

を納付しなければならない。

- 2 知事が、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### 第16 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

#### 第17 関係書類等の整備

補助事業者は、この補助事業を明確にするため関係書類等を整備し、補助金交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

#### 第18 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、条例、東京都私立学校教育助成条例施行規則（昭和53年東京都規則第82号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別表

- 1 保育料  
平成26年度の年齢別保育料。ただし、基準額を上限とする。  
平成26年度幼保連携型認定こども園（認可保育所部分）の年齢別保育料は基準額とする。

基準額

1号	25,700円
2号	58,000円
3号	61,000円

※H27. 1. 23 子ども・子育て支援新制度説明会（資料2-4）より

- 2 経常費補助（一般補助）月額単価（一人当たり）  
平成26年度経常費補助（一般補助）実績額／平成26年度定員内実員／12ヶ月

- 3 認定こども園運営費補助月額単価（一人当たり）

（保育所運営費）

（平成26年5月支弁額－徴収額の合計）／平成26年5月初日在籍人所人員

（幼稚園型認定こども園・認可外保育施設運営費）

平成26年5月基準額

平成26年度東京都認定こども園運営費等補助金交付要綱別表より

基準額は別紙1のとおり

（幼稚園保育所機能事業費）

平成26年5月基準額

平成26年度東京都認定こども園運営費等補助金交付要綱別表より

基準額は別紙2のとおり

項目	対象施設	基準額			
1 幼稚園型認定こども園・認可外保育施設運営費	(1) 幼稚園型認定こども園・認可外保育施設	各月初日に在籍する月160時間以上の利用契約（入園手続き）をした0歳から小学校就学前までの当該区市町村在住の児童数に、次の単価を乗じて得た金額とする。			
		(単位：円)			
		その月初日の開所時間区分	その月初日の定員区分	年齢区分	児童1人当たり月額単価
		8時間以上 11時間未満	40人以下	0歳児	73,900
				1～2歳児	47,940
				3歳児	28,640
				4歳以上児	26,050
			41人以上 50人以下	0歳児	69,080
				1～2歳児	43,120
				3歳児	23,820
			51人以上 60人以下	4歳以上児	21,230
				0歳児	66,520
				1～2歳児	40,560
			61人以上 70人以下	3歳児	21,260
				4歳以上児	18,670
				0歳児	64,680
			71人以上 80人以下	1～2歳児	38,860
				3歳児	19,630
				4歳以上児	17,050
			81人以上 90人以下	0歳児	63,520
				1～2歳児	37,700
				3歳児	18,470
			91人以上 100人以下	4歳以上児	15,890
		0歳児		62,830	
		1～2歳児		36,870	
		101人以上 110人以下	3歳児	17,580	
			4歳以上児	14,980	
			0歳児	62,830	
		111人以上	1～2歳児	36,870	
			3歳児	17,580	
			4歳以上児	14,980	
		11時間以上 12時間未満	40人以下	0歳児	101,610
				1～2歳児	65,910
				3歳児	39,380
				4歳以上児	35,810
			41人以上 50人以下	0歳児	96,620
				1～2歳児	60,920
				3歳児	34,390
			51人以上 60人以下	4歳以上児	30,820
				0歳児	91,460
				1～2歳児	55,760
			61人以上 70人以下	3歳児	29,230
				4歳以上児	25,660
		0歳児		88,930	
		71人以上 80人以下	1～2歳児	53,430	
			3歳児	26,990	
			4歳以上児	23,440	

1	(1)	幼稚園型認定こども園（並列型・年齢区分型）を構成する認可外保育施設	幼稚園型認定こども園・認可外保育施設運営費補助事業	11時間以上 12時間未満	71人以上 80人以下	0歳児	87,330
						1～2歳児	51,830
						3歳児	25,390
						4歳以上児	21,840
					81人以上 90人以下	0歳児	86,390
						1～2歳児	50,690
						3歳児	24,160
						4歳以上児	20,590
					91人以上 100人以下	0歳児	86,390
						1～2歳児	50,690
						3歳児	24,160
						4歳以上児	20,590
				101人以上 110人以下	0歳児	86,390	
					1～2歳児	50,690	
					3歳児	24,160	
					4歳以上児	20,590	
				111人以上	0歳児	86,390	
					1～2歳児	50,690	
					3歳児	24,160	
					4歳以上児	20,590	
				12時間以上 13時間未満	40人以下	0歳児	109,290
						1～2歳児	73,590
						3歳児	47,060
						4歳以上児	43,490
					41人以上 50人以下	0歳児	96,620
						1～2歳児	60,920
						3歳児	34,390
						4歳以上児	30,820
51人以上 60人以下	0歳児	94,450					
	1～2歳児	58,750					
	3歳児	32,220					
	4歳以上児	28,650					
61人以上 70人以下	0歳児	89,970					
	1～2歳児	54,470					
	3歳児	28,030					
	4歳以上児	24,480					
71人以上 80人以下	0歳児	88,240					
	1～2歳児	52,740					
	3歳児	26,300					
	4歳以上児	22,750					
81人以上 90人以下	0歳児	87,210					
	1～2歳児	51,510					
	3歳児	24,980					
	4歳以上児	21,410					
91人以上 100人以下	0歳児	87,210					
	1～2歳児	51,510					
	3歳児	24,980					
	4歳以上児	21,410					
101人以上 110人以下	0歳児	87,210					
	1～2歳児	51,510					
	3歳児	24,980					
	4歳以上児	21,410					
111人以上	0歳児	87,210					
	1～2歳児	51,510					
	3歳児	24,980					
	4歳以上児	21,410					

1	(1)	幼稚園型認定こども園（並列型・年齢区分型）を構成する認可外保育施設	幼稚園型認定こども園・認可外保育施設運営費補助事業	13時間以上	40人以下	0歳児	116,970
						1～2歳児	81,270
						3歳児	54,740
						4歳以上児	51,170
					41人以上 50人以下	0歳児	98,250
						1～2歳児	62,550
						3歳児	36,020
						4歳以上児	32,450
					51人以上 60人以下	0歳児	97,430
						1～2歳児	61,730
						3歳児	35,200
						4歳以上児	31,630
					61人以上 70人以下	0歳児	91,000
						1～2歳児	55,500
						3歳児	29,060
						4歳以上児	25,510
				71人以上 80人以下	0歳児	89,140	
					1～2歳児	53,640	
					3歳児	27,200	
					4歳以上児	23,650	
				81人以上 90人以下	0歳児	88,020	
					1～2歳児	52,320	
					3歳児	25,790	
					4歳以上児	22,220	
				91人以上 100人以下	0歳児	88,020	
					1～2歳児	52,320	
					3歳児	25,790	
					4歳以上児	22,220	
101人以上 110人以下	0歳児	88,020					
	1～2歳児	52,320					
	3歳児	25,790					
	4歳以上児	22,220					
111人以上	0歳児	88,020					
	1～2歳児	52,320					
	3歳児	25,790					
	4歳以上児	22,220					
13時間以上 (認証保育所の認証を受けている場合)	40人以下	0歳児	130,420				
		1～2歳児	90,500				
		3歳児	61,080				
		4歳以上児	57,110				
	41人以上 50人以下	0歳児	109,450				
		1～2歳児	69,460				
		3歳児	39,930				
		4歳以上児	35,940				
	51人以上 60人以下	0歳児	108,530				
		1～2歳児	68,540				
		3歳児	39,010				
		4歳以上児	35,020				
61人以上 70人以下	0歳児	101,320					
	1～2歳児	61,550					
	3歳児	32,140					
	4歳以上児	28,160					
71人以上 80人以下	0歳児	99,230					
	1～2歳児	59,470					
	3歳児	30,050					
	4歳以上児	26,080					
81人以上 90人以下	0歳児	98,000					
	1～2歳児	58,010					
	3歳児	28,480					
	4歳以上児	24,490					



1 幼稚園型認定こども園・認可外保育施設運営費	(1) 幼稚園型認定こども園・認可外保育施設運営補助事業	幼稚園型認定こども園（並列型・年齢区分型）を構成する認可外保育施設	13時間以上  (認証保育所の認証を受けている場合)	91人以上 100人以下	0歳児	98,000
					1～2歳児	58,010
					3歳児	28,480
					4歳以上児	24,490
				101人以上 110人以下	0歳児	98,000
					1～2歳児	58,010
					3歳児	28,480
					4歳以上児	24,490
				111人以上	0歳児	98,000
					1～2歳児	58,010
					3歳児	28,480
					4歳以上児	24,490

別紙2

<p>3 幼稚園保育所機能事業費</p>	<p>(1) 幼稚園保育所機能事業補助事業</p>	<p>幼保連携型認定こども園（年齢区分型）を構成する幼稚園及び幼稚園型認定こども園（単独型・年齢区分型）を構成する幼稚園</p>	<p>各月初日に在籍する月160時間以上の利用契約（入園手続き）をした3歳から小学校就学前までの当該区市町村在住の児童数に、次の単価を乗じて得た金額とする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="504 293 1066 656"> <thead> <tr> <th>その月初日の開所時間区分</th> <th>年齢区分</th> <th>児童1人当たり月額単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">8時間以上 11時間未満</td> <td>3歳児</td> <td>14,320</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>12,590</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11時間以上 12時間未満</td> <td>3歳児</td> <td>22,350</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>19,650</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12時間以上 13時間未満</td> <td>3歳児</td> <td>28,520</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>25,880</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">13時間以上</td> <td>3歳児</td> <td>32,530</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>29,710</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 満3歳児クラスに在籍する児童は、3歳児の年齢区分を適用すること。</p>	その月初日の開所時間区分	年齢区分	児童1人当たり月額単価	8時間以上 11時間未満	3歳児	14,320	4歳以上児	12,590	11時間以上 12時間未満	3歳児	22,350	4歳以上児	19,650	12時間以上 13時間未満	3歳児	28,520	4歳以上児	25,880	13時間以上	3歳児	32,530	4歳以上児	29,710
その月初日の開所時間区分	年齢区分	児童1人当たり月額単価																								
8時間以上 11時間未満	3歳児	14,320																								
	4歳以上児	12,590																								
11時間以上 12時間未満	3歳児	22,350																								
	4歳以上児	19,650																								
12時間以上 13時間未満	3歳児	28,520																								
	4歳以上児	25,880																								
13時間以上	3歳児	32,530																								
	4歳以上児	29,710																								